

## 香川高等専門学校日本学生支援機構委員部規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 日本学生支援機構委員部設置規程(昭和20年1月11日達第35号)第1条に基づく、香川高等専門学校日本学生支援機構委員部(以下「委員部」という。)については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員部は、日本学生支援機構から校長に委任された次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 奨学生の推薦に関すること。
- 二 奨学金の交付に関すること。
- 三 奨学生の補導及び調査に関すること。
- 四 奨学生(奨学生であった者を含む。)の返還指導に関すること。
- 五 日本学生支援機構との連絡その他奨学生に関すること。

(構成)

第3条 委員部は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 校長
- 二 学生主事、学生副主事及び学生主事補
- 三 各学科及び一般教科から選出された学生小委員
- 四 学生課長

(委員長)

第4条 委員部に、委員長を置く。

2 委員長は、校長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員部は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員部は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(経費)

第7条 委員部の経費は、日本学生支援機構の交付金その他の収入をもってこれに充てる。

(取扱責任者)

第8条 委員部経費の取扱責任者は、学生課長とする。

(事務)

第9条 委員部の事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。